

## 地域子ども・子育て支援事業の対応案について

### 1 概要

- 地域子ども・子育て支援事業については、現子ども・子育て支援事業計画から引き続き、令和 2 年度から令和 6 年度までの今後 5 年間の量の見込みと確保方策を次期子ども・子育て支援事業計画に記載する。
- 計画上、確保方策は見込み量に対し、令和 6 年度までに 0 以上（プラス）になる必要がある。
- 量の見込みは、ニーズ調査からの算出と実績に基づき、以前（7 月）提示したものから一部補正している。

### 2 対応案

#### （1）利用者支援事業

- 相談事業を実施する場所の数を確保方策とする。
- 子育て支援センターでの相談事業を基本型、子ども育成課窓口での相談事業を保健師等の専門職が対応する母子保健型とする。
- 子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

#### （2）地域子育て支援拠点事業

- 子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策とする。
- 従来から行われている事業ですが、令和 2 年以降も子育て支援センターと児童館・青少年会館でひろば事業などを実施する。

#### （3）妊婦健康診査

- 従来から行われている事業ですが、令和 2 年度以降も着実に事業を実施する。
- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

#### （4）乳児家庭全戸訪問事業

- 従来から行われている事業ですが、令和 2 年度以降も着実に事業を実施する。
- 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

**(5) 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業**

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施する。
- 「養育支援家庭訪問事業」では、理学療法士等の派遣や養育支援員による訪問を実施する。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域連絡協議会の連携強化をはかるほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施する。

**(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）**

- 児童相談所の一時保護等で対応するが、子ども・子育て会議の中でも必要性がある事業であると意見が出ており、児童相談所との連携により幅広く対応できるように検討していく。
- 

**(7) ファミリー・サポート・センター事業**

- 待機児童の影響により利用件数が伸びていることから、支援会員を増やし、量の見込みに合う提供体制を整える。
- 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組む。

**(8) 一時預かり事業**

- 待機児童の影響により利用件数が伸びていることから、一時預かりを提供できる場所を増やす。
- 従来から行われている事業だが、すべての幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施する。
- 保育所では、待機児童の状況（通常保育の受入れ状況）をふまえながら、提供できる施設数を増やす。

**(9) 延長保育事業（時間外保育事業）**

- 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていく。
- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所等において保育を実施していく。

#### (10) 病児（病後児）保育事業

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引続き継続する。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やす。
- 病児保育は令和2年度から広域での実施検討を開始し、令和4年度からの受入れを目指す。受入れ施設は、1日あたり1人を目安とする（広域での実施を想定）。

#### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
  - ・すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
  - ・小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和6年度までに新設することを目指します。
  - ・学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
  - ・小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。  
また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する場合、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
  - ・教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
  - ・学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
  - ・町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
  - ・町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努める。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。